

貞丈雜記

十二下

五五〇〇番

庫文閣内				和 第
一五三函	一三四二二	一三二	一七架	
		冊	類	

庫文官政大				和 書 門
三二冊	一三八	二四二	一四二	
		冊	類	

内閣文庫	
番號	和 11422
冊數	32 (24)
函號	153 287

禮



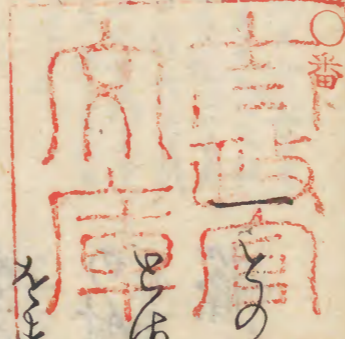
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





明治十二年購求

この墓目と云はとの宿舎と書くと海り香出るもの
と海り書よ不寐みずをうて用心の爲り引目を射る海り香
をさるたたとハいませ申用心は拍子本をおま回し心

義経記

伊勢之序義経の
長十は初めある案

人ハあきれとよひたれハ四天のめく

清印

ある男五六人其の所其人をわうけさるは用心と見ゆ
と膏ハ禱るまゆふはとの為は色といひたれハ義りゆとて
引目のおとろのつるお引りあんとしてはとの為はははとて
是義経が体勢主郎う宿よと海り給ひ一時申敵来ん

うとてとのありて用心の禱をいひたるとまけおあを
おとろんるよとのありて用心は引目射るをさとのお

貞丈云申越つもの
上はさうし申矢も
あつたさうし申を
ひけさうしあま
へ申おれさうし
電的の書云云
の射数すす申の
寸法のみ志の射を
上の法をさうし
さうし二寸す
あつたさうし
さうし申をさうし
さうし申をさうし
さうし申をさうし
さうし申をさうし

貞丈云矢数
すは弓太郎の
之申を掲る
解の役二
本文の
さうし申を
さうし申を

百子の百或八百
成射と云
あり是れ
数二百子
子へ又一
百子と云
十子と云
異る百成射
を本と云
五十子と云
子と云名
さうし

引目と云もさうし
心へ

圖的の射数極は射をさうし
射つものあはさうし
二寸もさうし
的のひけさうし
事二百子の射もさうし
さうし矢のさうし
をさうし
の射さうし
條亦を長サと云
さうし

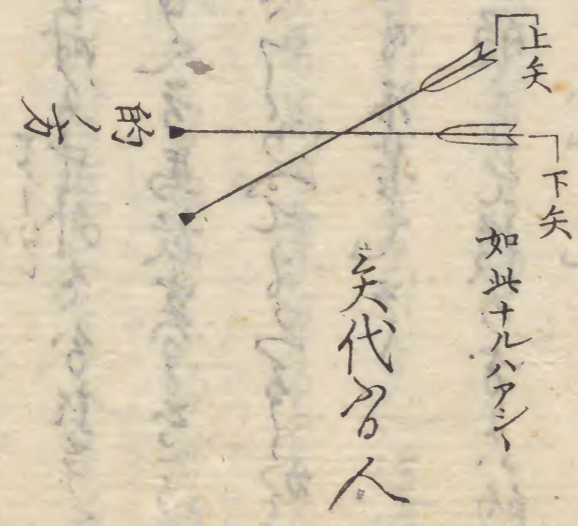
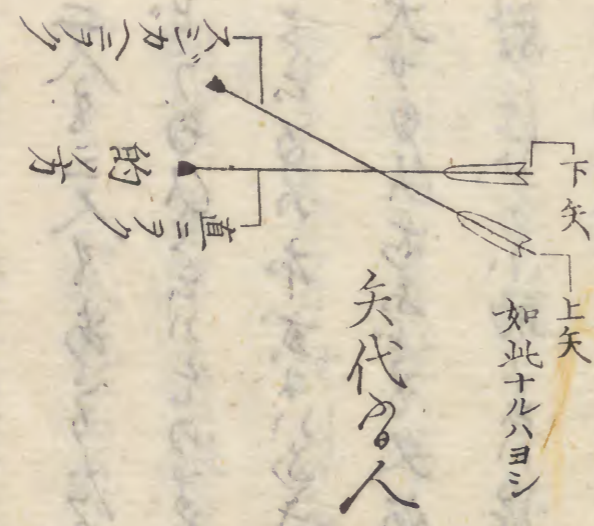
ゆゑもあ射へ
五子と云
視数を
す射あり
やとあり
是も五子
置あり
射を十
さうし
カッガ
射極ハ矢
雑記十二
卅二

へ東鑑卷卅四
 令若草等射
 遠笠懸トアリテ
 其次ニ射手ノ性
 名ヲ記シタル石
 二ハ笠懸射ト
 有テ遠ノ字ヲ
 之笠掛トハカリ
 云ハ遠笠掛ト
 ナリ



遠キ昔より始り心之ヲ揚的なる事との遠キと云ふ事
 ハキキト是秘事ト云フ傳年ノ昔遠笠懸射リト云ハ小笠
 懸ト云ハ大笠懸ト云フト云ハ後ハ小笠懸始リト云フ
 笠懸ハ遠の字を付て云ハ遠笠懸ト云フ
 懸ハ同ノ義アリト云フト云ハ二京の懸名を笠掛ト云フ
 一云ハ遠ト云ハ大馬などの足あを云ハ大追物の時ハ疏の字を
 用笠懸の時ハ疏の字を用い云ハ遠ト云フト云ハ疏ハ疏ト
 同ト云ハあれト云ハ是列ノ大射拜記の末ト云ハ云ハ
 一矢代ノ時上矢の笠懸圖的記ハ云ハ昔の遠ハあや
 事ト云ハ射手方開書の流矢代記の圖ハ云ハ下矢を

先云ハ遠ト云ハ上矢をハ下矢の上ト云ハ上矢の管の
 方矢代ノ人の我おむけて云ハ遠の事ト云フ



一犬追物笠懸あるの時蓋目の矢ト云ハ矢代ノ人ハ云ハ
 墓目圍ト云ハ犬追物笠懸の事ト云フ

トウニヒトハマキ
ワラヲ堅ヲ置テ
射ルニ今ハコケチ
ヲイルク

一式の大的と云ハ親式を以テ射るを云

一 所而的と云ハ將軍の在所を射るを云武の大的也

一 矢沙汰と云ハ犬追物並掛合のたぐひあるは

二人も三人もあつたる時^{アタリハツレ}中外を分ける也

一 どうゆひと云ハこのまきと云うの事也馬故実と云うゆひ

と云るハ本式ハあきおの何と云うてはもろくかき

大サハハあきども又何も結ても石若しき

一 射法けの小的と云ハ矢づらハ小筋の子に後の方ハ的を

を強て射るを云つづらハあぐちの代り也

一 矢づらと云ハ筋づらと云おを^{きりきり}巻く作之馬

夫木抄ノ歌ニ後
頼朝臣ゆらの
つらまあゆれ
日れあれや心せ
きもあけくこお
ゆハハニ
田舎まてハ横き
まよつらつら
まよつらつら
まよつらつら

故実と云はづらと云おの事^{ねこづきと云ハ}筋づらと云おの事也

と云てこらちを射るお也高サハ三尺斗長サハ二尺斗

しして二所繩を結之これを射射とも云也

一 馳引と云ハ弛ハるを云引ハるを引る也^{ハセヒキ}道照思

草又えたり弛引の達者と云ハ馬の達者と云る也

一 相撲ハ軍陣の時組歩のあき武士たる者ハあき^{スマウ}均一なる事あり

やいとも武藝あれども是ハ太平の時禮忌なる人をとらふ

こづらを以てあてまきして人を以て勝つ術之軍陣ニハ

禮忌なる事あてまきを以てまきして相撲ハいあき也

表裏を以て人をあてまきける事戰場の用也まきと云ハ河は

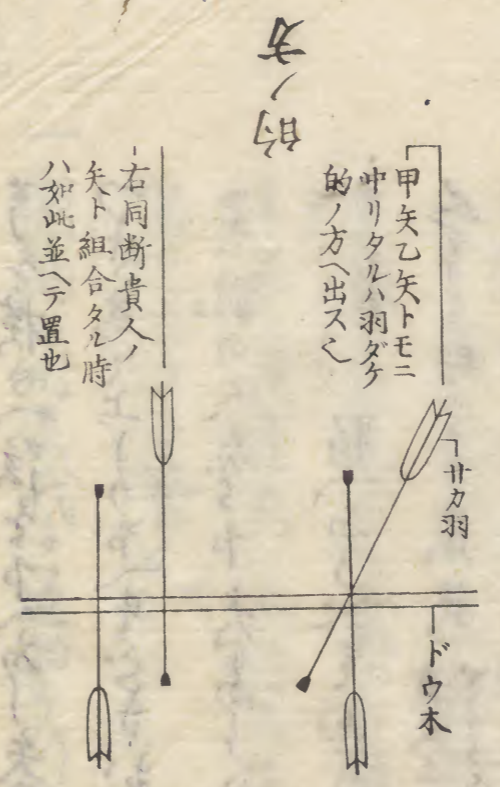
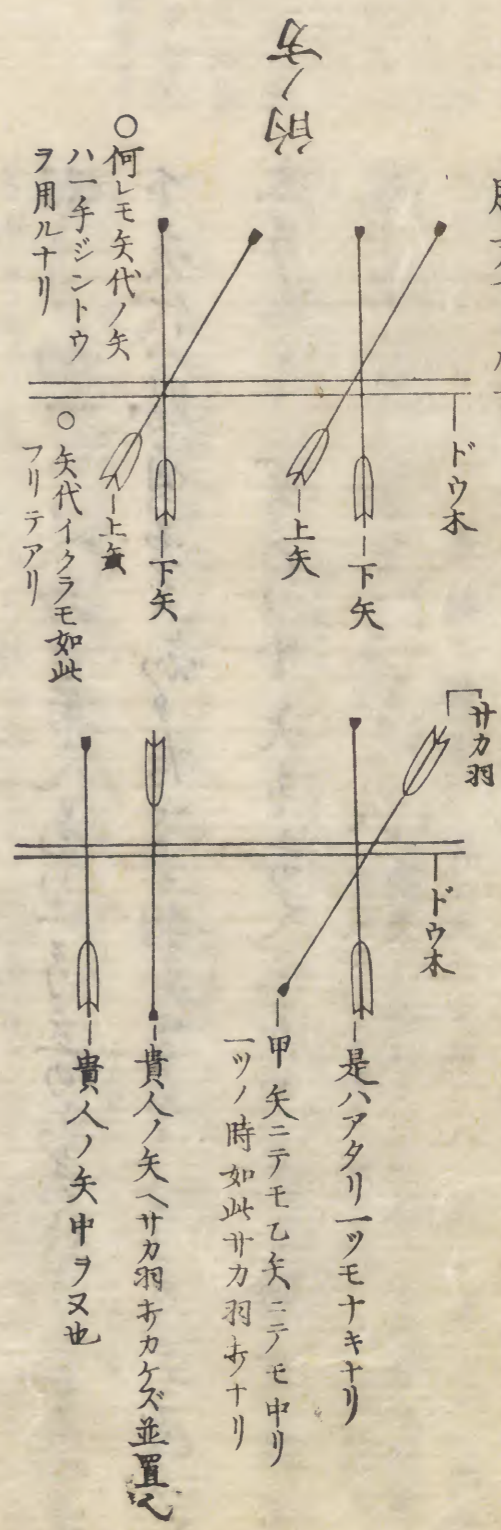
光大曰東鑑卷四
十五云于時相州
被申云近年武藝
廢而自他門共好
非職才藝事已
忘言家之礼可
謂比興然者弓馬
藝者進可誠會
先於當座被名
次相撲勝負云々

股野を初め古の武士ハ相撲をとるべくを以て云ふあり
京師の軍時代まへハあきまゝにお撲ハ上古よりありし
古ハ禁中にて相撲の節會として毎年法園の防人サキモリを
めして七月廿八日廿九日の日天子相撲を御覽せしむべし
ありは京師才ハ其儀式見えしり
お撲の節會はあ撲とてハ立
ち寄しきりし節の節會は短
き袴を以てし年中行きの袴のみならず土佐先等も之節會時代侯郡河津
おとぐお撲ハもとよりありまづお撲とてありしりも我お撲は見えしり
本盤の中へくハ武士お撲をとるべくを以て云ふありしり
弓馬を撲遠者と何の同者十九日も弓馬を撲遠者と何の弓
馬を撲るる藝云々

一 關的の時矢代は逆相のりる家酌次才ハ云矢代の前ハ流

弓を撲るハ弦を下へあり矢の本をぎの下をちりて逆事とてり
つまにまて上より下へまてまかるしきり羽歩ハ貴人或ハ一日の
貴院の人あどり下矢あつハかけて並事
真丈云うけて並事とハ
矢の上はかかハ我矢
さうちハ
て並事
照あつておくしきり同者あつハかちて並事
真丈云甲矢ハ夫とみにあり
さうちハ
くまにかつて並事
乃時ハ何の矢よりも
羽子の的のりしり出さく是ハ二弓立の上矢代さの相おや
下矢代ハ勝負あるなりおやさの羽おるあり一弓立を返りし
三弓立より二弓めの下矢をちりて三弓めハ是も勝負あるなり
初めハさの羽おるなり
真丈云二弓立ハ射手何レモ一度射テ
勝負ヲ定ル也二弓立ハ二度射テ勝負
ヲ定ル也三弓立ハ三度射テ勝負ヲ定ル也上矢代ノ人一列下矢ノ人一列ニ
射テ上矢ノ方ト下矢代ノ方トニワケニナリテアラフヒ射テ矢數多キ方ヲ

勝トシテ賭モノヲ
勝方ヘトルナリ



此方射手ノ立所也弓立下云

小的事書云他流ハ一手射ハ
真丈云甲矢乙矢
ノ共ニ中リタルヲ云
下矢共ニサカカ羽
ホへ更ニ心ねぬ人ノ矢ヲ射テハ又人ノ射ニ
時ハいつホべきヲは候イサレズ一手射ニバ一手仕候
羽をつひてさう羽うりて一手のさう羽とて列の候ハ羽
つひてさう
真丈按羽をつひたるはうりてハ格
るハありて右の島の趣を用べ

小的の時堂を待つと云ふはさうぬるを云ふはさうた人
カケモノ
矢代をさうあさぬ人の賭おをとり集めて昔ハ益を
て廻りて賭おを望の内は合持廻り候はさうぬるを望
持ちといひあさうはさうさうけり馬車候はさう

大猷院極代
犬追物正保年中嶋津藩守光之武州豊崎郡三村

犬追物ハ犬ヲ射ル
 斗ニテハ中リニテラス
 射マツ夫ノテス野法
 式ニ連ハ中リニテラス
 ツカ引ノコセハアタリ
 ニテラス弓ヲ射テ
 馬ヲ馬手折リ馬手
 折射テハ馬ヲ弓手へ
 折ル法ナラ馬ノ折
 リ様違ハ中ニテラス
 見ニ夫野ヲ問レテ矢
 野ヲ答違レハ中リテ
 ラス繩キハヨリ外ニ走
 リ出ル犬ヲ追テ行ク
 時繩ニ添テ馬ヲ出サ
 レハ中ニテラス法式タカ
 ヒタルヲアレハ犬ニ矢
 中リタルトモ中リニハ
 ナキナリ也也ハレハ犬
 追物ハムツカキナリ

引牛事高忠ノ書
 見エタリ犬ヲ追テ射
 ルニ六六キハ追馬ノ衆
 ツテテ近クヨリテ射
 ル也遠ヨリ射ル事ハ
 ナキナリ遠テ走矢ヲ
 ハ遠マハル物トテ射ヌ
 下也上テ古射ナ
 トハ時ニヨリテトラス
 ハル物ヲ射ルヲアリ
 マレナル事也犬追物
 フ古書ヲ見テ可知

是後ハ以後ハハ幸絶てあり享保の以
 有徳院極不この武藝ハ再興ありハは近習の事
 命一騎ハ犬追物の勢古とせしれ一騎のありハ自
 中ありハ成然せしこと少傳又酒井雅楽忠恭
 厩橋の城まゝ一騎彼地を法士に極古とせし馬
 とも一騎ハありハ自中ありハは極古成然せしこと
 雅楽成然お終せしれ一騎又云犬追物の勢古ハ先馬の
 氣を急ししことおびし癖おきし事を急しし用多し者一
 一騎馬を訓練しし人より先馬ハ犬追物を教へし
 一犬追物の時の馬ありハ一騎極古書の趣を以て急しし

極古よりハ本式ハ射るあり十二騎一夜ハ極古もあ
 りともおびししき射もむむ者やどし成然せぬハ極古
 の時兩人より我馬の厩より人の馬の政をおさし互
 におびしし繩隙の馬の三極より始て志ししより能しし事
 能しし事とみて後ハ射方をおさしし始極古の時ハ引牛
 としし物を入し引せし射方をおさしし世始より本式の
 ことハ大勢ししはの犬を射る極古ハ引牛とすも志しし事
 極古成然せし事ありあきし事昔の射も人々今の射も
 も人々とも古今習りありあきし事志しし事今犬追物
 のありぬといハ極古の志しし事おさしし事知しし射方

太平記卷八三赤松
 か手ヨリ大カ四人鉄棒
 持テ出中畧嶋津安
 斐前司子息二人云
 九八開及シ西国ア
 大カトハ是也云々
 一カコヲ強ク其身天
 ノタヌ車有ハカラス
 トヒ支ルトモ馬二六
 王追ツカシ多々年替
 古ノ大笠掛今ノ用ニ
 立スハイツノ時ヲカ
 可期イテクフシキノ
 一軍シテ人ニ見セント
 云マ、二只三騎サマテ

能覚れいおのつろし検見の志うも元也きこ犬追物の
 書よ下地馬とらるあり是犬追物は書へきるよ下地を
 こよひををさし書の案を見立て下地馬とらるし書を
 撰まらん下地をり案込込してハ成然せざるもぐく
 一犬追物ハ弓馬の術は甚まこれと物と遠笠然小笠然
 流福馬ふも騎射をれたこれハ堅くハあつるを
 せて射り斗えされハ是ハかやと一犬追物の馬場ハ廣き
 四才又て堅まも横も定めあくあつ又犬の乞り扱は隠
 て書をあくあつるも追て射は射あてる時は俄に
 馬をとらるるのあつる扱あり通例の書あつるハ叶

テ四ノ敵ニ相違付
 云々四人鐵ノ透開
 内甲ニ各矢三三筋
 被射立太カヲ逆ニ
 ツキテ皆立不クニ
 ソ死タリケル云々右
 八光大補入ス

かこ一モ上弓も扱は法度ありてむつろし騎射也
 犬追物の馬場の古伝をよ山城園下如茂川谷ノ社の玉地
 ああり東西四十二間南亦四十間何れ是京師將軍時代
 の犬追物の治ありとヤ傳也
 一犬追物の射指繩際の犬ハ向後繩より外乞り出る犬
 を追ひ射るも犬のそばへ近く書を會り射け墓目を
 犬とさし射る扱して射る遠くより射るハあり
 矢をもち書をさし射るは射るは古き切者
 上子の射手あつハさし射るは射るは古き切者
 犬を追のりよハ麻子足よ會つて
 麻子足とハ麻の飛か
 だしく是より大きあつる麻子
 是のり馬の射るは中

太平記卷八持明院
 殿六波羅工行幸条
 二云クモテ十文字方
 々破リ追物射ニ射
 テクレ候ハ云々同廿
 三土岐頼遠御幸ニ
 参リ合粮藉ノ条ニ
 云何院ト云カ大ト云
 カ大ナラハ射テ落サ
 ント云マニ御車ヲ
 真中ニトリコメテ馬
 フカケヨセ追物射
 ニコソ射タリケレ

一 おんもの射は射りたるおんおハ追物ハ馬は
 地を走る獸を追ひん身をさぐるん射りたるを走牛追物
 犬追物もおんおハおんものたるを走牛を走んものたる
 源順の倭名抄馳射の二言を出して今按倍云於年
 毛乃以流と流たり源平盛衰記卷廿一小坪合戦の条
 に昔ハるを射るは必ず近年ハ敵の遠智あけせハ馬の
 太腹を射く主を騾ハ子ヲト為して主あるとも走牛を走物
 射りたるはとあり佛の言ひまのるとも走牛馬上と射
 る向は地とするは地は危例れたる敵をとりやす射り
 おんお射は射りたる牛追物犬追物の又盛衰記甲十二の卷
射りたるはとあり佛の言ひまのるとも走牛馬上と射

冠將合戦
 の条は 言略して追物射は射り又同卷 源平ノ侍共
 軍の条は 指結
 追物射は走牛を射りたるはとす

一 神功皇后三韓をせめ亡し孫ひて此等の証を以て磐石の
 毎ハ新羅國の大正六日本の犬と字を去付たし
 より三韓をあらわして犬追物ハ孫ひたりといふ説ありは況非
 也用意の以神功皇后ハ仲哀天皇の后ハ仲哀天皇の
 古代ハハ日本ハ文字といふお母といふ神功皇后の世版了
 やとも孫ひハ孫子の應仁天皇の仲哀天皇の世ハ百濟
 國より王仁といふ儒者日本へ渡りて文字を教へけるより
 して始て日本ハ文字あり神功皇后の世ハハ日本ハ

騎射秘抄ハ義
満公頃ノ書也
犬追物目安六小笠
原信濃守貞宗
ノ書也

文字ありし故書の編纂文字書物なるのいふこと

一 犬追物の始りたるのありし事詳ありし騎射秘抄亦犬追物目

安富忠少将等ハ實朝ノ時始り申さるる東鑑も

頼朝ノ代兼久四年二月六日の記文は始りて犬追物の事

記しん事後西ノ犬追物の事云元亨の二月六日の犬追物

も日よ始りし事ありし事見えずおもひし事ありし事

實朝ノ時始りし事書院のされし事東鑑の實朝公

の時代の記文ハ元亨東鑑も記し漏るる事ありし

實朝公犬追物始りし事記漏るる事ありし

暦元年七月洪水の時晴を初りて秋ありて木抄ハ元亨のされし事
濠ノ事も記しし事ありし事此の故のされし事ありし事

騎射秘抄犬追物目安六ハ鎌倉時代遠く後世の書

あれハ實朝公より始りし事ありし事

又曾我物語ハ云父はよし事ハ馬をもちし事も用さ

し事ハびあやし事ありし事大追物ハさうけをもあらしめん

とありし事ハ十郎五郎
右ハ一まんまこま
左ハ二まんまこま
是をさし色ハまじりし事ハ頼朝公の時代より

犬追物ハありし事ハ頼朝公の時代より

代ハ記したる物ハありし事ハ犬追物の事ありし時代ハ

書ら物ハし事ハ函丹んるる事ありし事ハし事ありし事

し事ハ物ハし事ハ函丹んるる事ありし事ハし事ありし事

書ら物ハし事ハ函丹んるる事ありし事ハし事ありし事

差矢ハ古代ナキ事
 ナレ氏弓馬故実云
 當世 天文永録云
 ノコロ也
 夫ふとくや
 人ちう矢と中
 人の矢ハ制の限は
 あつてはま

を大指の弦より引きて引るを志出りて古ハ三十三間堂の
 通矢もあく各力量お應の弓を用ひて不お應の弦弓
 を手理より引るハあつてはされハ矢筈をさるふ人さ
 りひきめ大指を合せて矢筈をつまみし指を弦に
 かけて引きしと世の人ハ引くその引よく思ふハこれとも
 古代ハ必初学の射より引きしはこれの引はきりある
 處より引く引やうを再具せしむる也
弦弓を手に引けハ
弓より引たせられし我身
のかまひつれて矢勢より矢めりたる也
我身より引たせられし我身
の引たせられし我身
 一 軍陣の時氣をさるるもさるるも氣とていふはさるるもあつて
 烟もあつて敵身方の入敷の上は自然とさるるが氣也

け氣は折りの形あつて音もあつて毛を見もるを大秘傳といふ
 唐日本よりに軍法の書は載てあり傳授をさるるも老の目
 はハ見え傳授さるるも老の目ハ見え見へると云貞丈云
 是美もあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 の軍兵の心をいふもあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 なるもあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 氣も音もあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 授をも受けて倍作事新まお習はせてもさるるの射
 謀の種もさるる也右ハ日取方角の吉凶の傳と同意ある
 る也其実の名は秘傳ハ人の心氣を孫子の兵法に

大將は少くもさむす忠俊をつとむと云ひ合ふ

一 軍陣の時三類祈禱加持守箭夢者志 タクセシヤウガイヨウタ 祇宜祥瑞妖孽

占筮是等の事も敵の心をくづき守方の心をくづかす

うるの謀は用る 名將は是木の子を御あまの御たのま

せし愚將は是木の子を御たのまもて名將は謀の

よめに神仏を仕ふる所 愚將は謀つてあはして神仏を

つらひる 神佛をつらひるは謀のなるをまふけて夢者志

は形を神仏をつらひる 祇宜ありあはしていひわし 神佛の名を借り用る

をあらざる所は是れハ腹心の士とてあまの御たのまは是れをまふて

一 軍陣の吉凶の事大將の才智明は器量大し一行俊心

武道をまよふ アハレ 奸悪の心深し 徳軍勢大將は親と

ありき市相合して死を懼く忠俊の心をまけし 城陣を

ホの用害きびしく堅固し 味方 ありは敵の吉と又

大將の才智闇く 味方 ありは敵の吉と又

うとく情懸の心ぬ 味方 ありは敵の吉と又

相合せし臆病 味方 ありは敵の吉と又

用害堅固 味方 ありは敵の吉と又

身方の凶之敵 味方 ありは敵の吉と又

古代 カキ 狩といひハ麻狩の事 味方 ありは敵の吉と又

賀冬後守高忠 味方 ありは敵の吉と又

狩 味方 ありは敵の吉と又

賀冬後守高忠 味方 ありは敵の吉と又

すも見えろ 特装束の多ハ装束の部ニ記ス吾我物語子猪の事アリ
一 矢目ヤメよりきつると云ふありおの矢目へ後の矢の入り目をき
里と云く 鎌もみりたる穴一射しむ心あり〜吾我物語ハの巻
源太と志けやまら 麻蒲マブの巻云白山六郎志けやまら
とせあ〜てと云ふの源太ハ矢目をきりまを射る
名中畧 矢目ハ二ツありハを一二のろんもあ〜れ 景季はま
さ〜射つるおとと云バげも矢目ハ一ツありてハあり
るらき 是概来り射る 矢目へ畠山ハ矢を射るとは麻を
ハ我射るるとは梅及〜をさ〜揚るの的の穴へ矢を射
こみ〜るをきり〜と云ふも亦ハ回〜心〜

弓馬故実云的ある
むと云ふ者も射
たる時〜表〜身で
たるをさ〜ち〜是ハ
大的のり〜射ぬこ
つ〜ハ昔時を云
小的を射る時〜ハ
え〜小的をね〜こつ
よ〜る時を云
は〜

一 祢こづつと云ふハ小的を射る時ハ何ラ武田流ハ的の巻云
ねこづつと云ふ者ハ及ハ的の徳た〜る見え〜る
祢の時をさ〜猫のつ〜ハ何と〜す〜とあるすある
の〜もの〜依〜的の徳〜と〜き〜時〜は〜あり〜て〜的をさ〜ら
あをのけり〜て射る〜相あをのけり〜〜も見え〜る〜
時を祢こづつと云ふと云は依〜是木の依ハ射る実〜は左
口傳せるすれあり〜〜と〜真丈掛〜る〜猫のつ〜ハ何と〜
てもあるあ〜とあるの〜お〜とハ志ある理を作〜る〜
〜ハ〜猫のつ〜常〜はあをのき〜て斗者もの〜ある〜小的を
少あをのけり〜るを祢こづつと云ハ祢ハ蔭〜こ〜ハお〜は〜

ハ的の面子ユツラのハ的を祿せしあをのけする有麻小面と云

一 弓を射る阿左の手を割カツテ手とりひたの手を割手と云古ハ

わつてと云何ぞ元すひき手と云く夫木集巻二十材

本新供百首後九条内大臣「あつさ弓ひきその山のや

きす」雲をちぬやあていゝんと云あありよは引手と

きて下は押手とあり

一 的の日記はあう付をするふ今の星をうろくきをばまがれ

と一白きまうしてあくをあくるときる之室町將軍の時代

ふ右のめハ的の虫を引日記は見えたり物とも鎌倉將軍

時代はあたるを引まがれを白くあてあれし之東鑑巻四

九正元二年庚申宗尊親 五ノ代正月十二日於淡有涉的射手之試其

阿左日記

早川次郎太郎



淡谷左衛門太郎



右のめくあうりをあめうろ右に射射手十二人あり阿左里射

何れも馬一右部人之外畧く東鑑をえんて知へ

一 弓場ユバを弓杖ユヅガエはあつは一杖二杖と云ハ右のる一かくら二か

くうとも云く小笠原殿の書はえうり用害記はもきえり

一 競馬と書てくべ馬ともききひむまともきをひきるといふ

とありけりやそのいふは蓋然大追おきてやふふと云ては
るしゆぬやうあるも上古の騎射の笠懸大追おはくしてや
あまがうりてかき時代はやまむも名付て後
やむむを器してやふふと云てや物さめの上古より
中ふふと云字ハ流痛馬と書きあはせり久選の中は張
衡の作りし西京賦ハ流痛擣操とあり擣操ハ矢ノ物ニ
中ル音也注ニ見
流痛の二字右の西京賦ハ出たり西京賦の流痛ハやふふ
の字を云ふあふはた痛矢の形なるを流痛といひる
流の字ハ死ひるる意ハ天の星の死ハ流星と云ふ同
し心也やふふハ馬を馳せあはる痛矢を死せるハ流痛

馬と書えやふふと云ては流の字を水の流る心見
てもよし又射子の卷の上より射の方矢の流れり心見
流痛馬の流痛ハ既ハ室町將軍のはハ断絶あり信景問
答日見
元たりは問答ハ享保年中
有徳院様流痛馬ハ再興ありき思召えありしうも
其式詳ありは流痛馬ハ英徳國ハ尋ありて流方より
傳へ来りし趣を書記して献上ありを浦上孫五郎
と云人より流痛馬の書名を云あつめさせし流痛馬
類聚と云は書物出来たるも書の内ハ彼是ハ考を
付しれ新しやふふの式を定め給ひて

浦上孫五郎ハ
有徳院様御供
して紀州より来
ては旗中の士
ありは小納言を勤
り

夢をみるるあり行勝ハ古免の沙法もあく誰にもさき一也
之矢不ハかゝりぬらうは限す能うとおもふ通うは村是
少引おくれうすはかゝりぬらうを村是

一 今の世正月十日所村初の山親式も享保年中

有徳院極古の村札の書を所覽ハ味ありて之書の式を
いづまうのさそれは^{ユシヤウシヤ}庵從元あるは村をせし所況ありて

後よりは好この儀たありて改め有て終は成然
てそ式をハ小笠原継殿助より引取て継家にて法寺

教るる成らう古の式ハ村手教塚は案て立村手杖を
つくはうの本もずを教塚のこあうはつきとあ是とこら
かふふふあ。折よりたり七ハ本もずを教塚のむらうの
つゝ之古ハ教塚もきずけ。るを禁しこら七ハ弓を教
塚はかけ砂もきうこらて弓をむくせてぬ干のむを解
く古ハ夜の山酌バうらふ^{ヤムウシ}申の級人何うてあうむれ
をゆく七ハ弓の山酌は久申ありうやうのるハ皆

上の山好もよるるあれハ習う何へ

一 ^{アシヤ}奉射の二字イタテマツルとよみて神前とて大酌を射て神
は手向をのをこらて奉射と云名目ハ鎌倉將軍の代ハ

冬之末艦は八尾之守宝町殿の以の俗語之神々の船と
いふへきり本あり下奉射大的記は一國之神靈の地は
於て北辰を象多礼と何り北辰の象限は非意を
あきさるる。的あれは何れを象へ一射を方々
歩射とやハ如ちぶちの惣名は然ハ田舎を以非意と
の射六人して射の斗りやといはれりあやまりと何り
奉射歩射同ハ同ハ心ハ遠ハれハ歩射をうち立の惣名と
志ぬ田舎人のあ右のしけをいふとあやまりと何り 是文あ五
年小笠原山城守の説は既に非意的とやと云へ
半ありし一近世の人奉射の字をウケタマリイルと云へて將
軍の作をうけ移りて射ハ所的の事と非意的の事とあり

まゝ新説を修り出たり此説却てあやまりといふは理屋
よき説とてハ古代の義は遠たるハ新説とて終用
一合戦の時飛道具ハ古ハ弓弩あはまうと信長秀吉の以
より銃炮を用ひ合戦勢ハ甚きびり成り銃炮の
用ハ一防さ方ハ是時代の術を以ハ軍めへ
一源平の戦の以はるハ大將軍も吉平と同ハ手とりと
るを射を各切合ハる信長秀吉信玄謙信の以より大將
軍ハかけ引の指圖を以斗りて自身手をかりて戦
ありハあはるハをあると軍法ハは時代備り
一敵の首を切り持するは生くる人を切り死する人を切ると

この見分やうなるこはしる人を切るハ首の切口をせうし
死人を切るハ首の切口をせうへらせうし又首教多き時
首を切るときハ鼻をこくハ鼻をこくハ鼻は上層
をこくハ鼻は上層の上は鼻は上層の上は鼻は上層の上
をこくハ鼻は上層の上は鼻は上層の上は鼻は上層の上
と或古老のお話にかほまへきりし

一 敵の首を取て鞆のつつけはゆる指の可指はとつつけの
結とて結を結ひつけおく首のたがきをもち之踏ひて
まへにさるとつつけのきく西して対法派の首をハ刀は
さやきのさくさくハ刀を計りし首の腮より喉のまへ結を西
るあり

軍陣圖書云ハ
木若狹守忠勝
カ開書ナリ
頭
を鞆のつつけは
ゆる指の可指は
とつつけの
武老の頭をハ刀
はゆるさくさく
まへにさるとつ
つけのきく西し
て対法派の首を
ハ刀はさくさく
ハ刀を計りし

しと結て指はゆるさくハ刀の柄は環をつけ又ハ
柄のまへの方ハ大成完をゆけしハとつつけの結を西
きりし
古きハ刀の柄ハ環あり
あり又大なる完あり
大平記卷廿九
所並以下
は殊案ハ首を
搔切て腮を喉へ貫きとつつけはゆる指を西してあり
ときこのこゑのる城せの形なまよハ合戦のふれ初りしときを
つしきハ敵もときを合戦し是合戦しときを敵を

そハ口の色へし
付のそあき
しとつつけは
ゆる指の可指は
とつつけの
武老の頭をハ刀
はゆるさくさく
まへにさるとつ
つけのきく西し
て対法派の首を
ハ刀はさくさく
ハ刀を計りし

作り給大将を殺して息いと二部いつ時法軍勢一
同よあうと考をあうと女初之交上りあうと云ハ
大将の丸の方よりハ神を志より初ハいむ之縁と云ハ

大將家札は腰に凱陣の青旗出し居るのむ可右に
勝栗をとりた手は扇をさしひき持て扇つひあふる意
と二重のふ時を徳軍勢一同にあつと知るをあるは是も
たの方より意をあげ初めとさきとさき今も世のこと
は我う理屈あるをた扇をつらひひのちとさきより
ゆるる詞あり

一 草席ジ、マルモ圓は大的小的の形を作物と云流瀧馬笠懸大追物
の形を上の作物と云作物といふ馬勢古の形は作物たるを

一 式の大的と云將軍ありて正月は射場始あり親知を
正し射を式の大的と云と世耕拜的又ハ太平的あり
六八撰古代書てさき名目也

一 式の大的の時才一番は大的は出射を弓太郎と云
幾書も射て想の終りのつらう弓をせきこのつらうと云

一 近世弓の作匠などのしをきけは弓をつらうと云 役人を弓
太郎といひ矢をつらうと云 役人を矢太郎と云大はあやう
弓太郎ハたといふと弓一番の大的の射を云と弓奉行
のるいあは矢太郎と云名目古多と云とる之矢へ

一 度訓継来はと九手扱といふと九の手扱との字を
入てよむハ誤と東鑑は三尺手扱八的を三流の作りおと
記したる同書はと九ともあり三尺と同く是と二月も
サンザク之と九モサンザク之三流の作り物皆射とる

甲陽軍鑑六年
月時代前後相
違偽リ多シ信ス
ヘカラサル書也

射子に迫り限ると云心く又子にハ関の字を用多し関不
と云物も垣を以ハ門を射すハ是より先へ人を通す
まこと道を迫り限りて相撲取も熱の終り出て其を
関と云も同じ也

一 大猷院祿の時代甲州武田家の浪人の子小幡勘三郎景憲
ミソノ者甲陽軍鑑に名付て武田信玄軍功するを著す
高坂弾正の記に著すと云ハこれハ末書結要品と云一篇を
作り是も高坂の事と云て甲州流軍術の指針を云す
て世にまかりたり山麻流北条流善西流あり皆小幡
守子のまかり流に城取の傳授を以砂をかりて教ふる

ありそれより後子傳信流楠流檜流是も楠張良流樊噲流
其外何流被流出たり軍者と云其軍者の況戦場を踏て見
さる者たると是の上の料管を作りするあり甲冑を外武籠
の料管と云るをもちて古代の制作を改りあり皆是の
上の料管之信用しり

一 犬追およこがけはと云ハ射方のあるをハハ犬追おの
あうをふる場と云る上ふく酒のむるを云
中物アテモノと云事或の扱扱お四半折草木の葉炮貝砲
等をきて射るもの也 後多羽院宸記に射中物は
折敷割等と云り

追考 泰山殿ノ比
祀セシ政頼院ノ
雁ノ松池云々指
ノ事 勢ノ杖遠
又ノ事アリ追
鳥ノ事 大神池
タリ 廿六京教
軍ノ比ニハ 追考
指アリシナルニヤ

一 弓射の可矢を^{ハナ}數つは考を^{ハナ}かるものハ古代多々^{ハナ}あること
近年射藝の師匠家といふ者考を^{ハナ}かること^{ハナ}是れ^{ハナ}後久考
とも^{ハナ}諸考^{ハナ}りとも云^{ハナ}此考^{ハナ}り何の益ある^{ハナ}こと^{ハナ}矢の^{ハナ}助^{ハナ}あり
とも^{ハナ}考^{ハナ}る^{ハナ}考^{ハナ}る^{ハナ}ハ^{ハナ}三十三^{ハナ}百^{ハナ}歩^{ハナ}の^{ハナ}通^{ハナ}り^{ハナ}矢^{ハナ}より^{ハナ}起^{ハナ}り
とも^{ハナ}考^{ハナ}る^{ハナ}考^{ハナ}る^{ハナ}ハ^{ハナ}矢^{ハナ}より^{ハナ}起^{ハナ}り
オイトリガリ

一 追考 狩の多^{ハナ}今將軍家^{ハナ}も^{ハナ}行^{ハナ}る^{ハナ}ハ^{ハナ}雉子^{ハナ}の^{ハナ}居^{ハナ}る^{ハナ}狩^{ハナ}系^{ハナ}を^{ハナ}馬
り^{ハナ}とも^{ハナ}色^{ハナ}め^{ハナ}り^{ハナ}六尺斗^{ハナ}の^{ハナ}竹杖^{ハナ}も^{ハナ}馬^{ハナ}上^{ハナ}より^{ハナ}歩^{ハナ}敷^{ハナ}を^{ハナ}追^{ハナ}考^{ハナ} 狩
とも^{ハナ}云^{ハナ}此^{ハナ}名^{ハナ}目^{ハナ}古^{ハナ}代^{ハナ}考^{ハナ}え^{ハナ}以^{ハナ}追^{ハナ}考^{ハナ} 狩^{ハナ}ハ^{ハナ}古^{ハナ}代^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}え^{ハナ}考^{ハナ}の^{ハナ}選
る^{ハナ}物^{ハナ}ハ^{ハナ}古^{ハナ}代^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}え^{ハナ}ハ^{ハナ}中^{ハナ}ハ^{ハナ}雉子^{ハナ}ら^{ハナ}ら^{ハナ}の^{ハナ}居^{ハナ}る^{ハナ}を^{ハナ}言^{ハナ}上
り^{ハナ}とも^{ハナ}考^{ハナ}る^{ハナ}考^{ハナ}る^{ハナ}ハ^{ハナ}西^{ハナ}出^{ハナ}も^{ハナ}是^{ハナ}ハ^{ハナ}似^{ハナ}る^{ハナ}る^{ハナ}何^{ハナ}り^{ハナ}傳^{ハナ}成^{ハナ}

款冬賦序に曰子曾逐會登北山于射中冬二月之追鳥
乃文字決文に據也

一 射の多^{ハナ}淳和天皇の^{ハナ}兼和の^{ハナ}以^{ハナ}又村上天皇^{ハナ}天曆之^{ハナ}次^{ハナ}花山
院^{ハナ}寛和の^{ハナ}以^{ハナ}行^{ハナ}り^{ハナ}馬^{ハナ}藝^{ハナ}之^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}射^{ハナ}は^{ハナ}二^{ハナ}あり^{ハナ}騎^{ハナ}馬^{ハナ}の^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}
と^{ハナ}歩^{ハナ}行^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}あり^{ハナ}是^{ハナ}ハ^{ハナ}於^{ハナ}延^{ハナ}る^{ハナ}行^{ハナ}れ^{ハナ}て^{ハナ}武^{ハナ}家^{ハナ}とい^{ハナ}は^{ハナ}り
と^{ハナ}し^{ハナ}る^{ハナ}旧^{ハナ}記^{ハナ}も^{ハナ}こ^{ハナ}へ^{ハナ}す^{ハナ}胡^{ハナ}延^{ハナ}る^{ハナ}も^{ハナ}久^{ハナ}く^{ハナ}絶^{ハナ}て^{ハナ}後^{ハナ}は^{ハナ}式^{ハナ}

傳^{ハナ}り^{ハナ}き^{ハナ}り^{ハナ}を^{ハナ}享^{ハナ}保^{ハナ}年^{ハナ}中^{ハナ}將^{ハナ}軍^{ハナ}家^{ハナ}も^{ハナ}式^{ハナ}を^{ハナ}所^{ハナ}作^{ハナ}也^{ハナ}
と^{ハナ}遊^{ハナ}り^{ハナ}淳和天皇^{ハナ}兼和元年^{ハナ}五月^{ハナ}戊午^{ハナ}射^{ハナ}武^{ハナ}德^{ハナ}殿^{ハナ}令^{ハナ}
四^{ハナ}衛^{ハナ}府^{ハナ}馳^{ハナ}走^{ハナ}種^{ハナ}馬^{ハナ}藝^{ハナ}及^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}射^{ハナ}は^{ハナ}二^{ハナ}あり^{ハナ}騎^{ハナ}馬^{ハナ}の^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}
曆三年五月廿一日^{ハナ}於^{ハナ}二^{ハナ}条^{ハナ}院^{ハナ}有^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}射^{ハナ}は^{ハナ}二^{ハナ}あり^{ハナ}騎^{ハナ}馬^{ハナ}の^{ハナ}射^{ハナ}也^{ハナ}
略^{ハナ}記^{ハナ}花^{ハナ}山^{ハナ}院^{ハナ}寛和二年^{ハナ}五月

東鑑廿六云於西
射堂^{ハナ}子^{ハナ}鞠^{ハナ}會^{ハナ}之^{ハナ}
手^{ハナ}マ^{ハナ}リ^{ハナ}會^{ハナ}ハ^{ハナ}モ^{ハナ}シ^{ハナ}歩^{ハナ}
射^{ハナ}十^{ハナ}ル^{ハナ}ニ^{ハナ}ヤ

世日天皇出御南殿覽^レ步^レ毬番長以上各十人左右近衛左右
 兵衛官人廿人為^二番皆著^二褐冠^一立南階前右大臣兼^二宗^一
 玉^レ步^レ出^レ庭中之間皆競^レ步^レ之^レ名^二番^一九勝^{本朝}村上天皇康保二
 年六月七日於弘徽殿有競馬夏次作物所立^レ毬童^歩進列立
 藤原[■]投^レ毬子十度右勝^{西官}記^西玉^三毛^一步^レ毬^リ劉向別錄云
 步^レ毬昔黃帝所造本因^二兵勢^一而為^レ之^レ云^唐惠琳音義引字書云
 步^レ毬皮丸也或步^レ或騎馬以杖擊而爭之為^レ戲也^{後名抄}
 云雜藝類步^レ毬^音求師說云^{萬利字智}毛^九步^者也毬杖辨色立成云骨
 槌^ハ也步^レ毬^ノ曲杖也^ト何^リ
 一^レ的^ハおき^るん^と云^々幸^レ持^レ佐^レ河内守長教^天承^天永^承録^ノ人^云云^々未^レ十六日

的^ハお催^シ山^ハおき^る山^ハ糸^ハ内^ハ中^ハ射^手と^云可^ク云^ハ山

筒井殿^山宿^所

と云古案ありおき^る幸^レと^ハ詳^クあり^テ此^レ色^トも^ハ物^ヲを^シ
 射^ルる^をおき^るり^ハあ^らわ^いひ^ハあ^らわ^いる^ハ今^ハ世^ニ云^ハおき^る的^ト
 か^らう^ハ一^レ則^レく^ハま^の畧^式を^シ射^ルる^を云^ハあ^らわ^い且^レ下^ノ的^ト
 の^ころ^ハ相^ノを^シ定^メて^ハ射^ルる^をあ^らわ^いし^てと^云る^ハ元^ノ
 中^リり^とん^たの^いは^ハか^け物^をと^るを^云へ^るあ^らわ^いる^ハ元^ノ



貞丈雜記十二終

弘化三丙午年六月發兌

大坂書肆

河内屋喜兵衛
河内屋茂兵衛

江戸書肆

須原屋茂兵衛
岡田屋嘉兵衛
山城屋佐兵衛
須原屋伊八衛
丁子屋平兵衛梓

